

# 記帳練習帳

— 農業所得者用 —



**個人で事業等（農業を含みます。）を行う  
全ての方は、記帳と帳簿等の保存が必要です。**

この「記帳練習帳」は、記帳を始める方のために、具体例を用いて簡易な帳簿の記帳の仕方を練習していただくためのものとなっておりますので、是非お役立てください。

# 記帳・帳簿等保存制度

## ○ 対象となる方

個人で事業や農業、不動産貸付等を行う全ての方が対象です。

※ 所得税及び復興特別所得税の申告が必要ない方も、記帳・帳簿等保存制度の対象となります。

## ○ 記帳する内容

農産物等の売上げなどの収入、雇人費や肥料などの必要経費について、取引の年月日、売上先・購入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・経費の金額等を帳簿に記載します。

ただし、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

⇒「**簡易な記帳方法による記載例**」を参考にしてください。

※ 簡易な記帳方法の場合であっても、消費税の課税事業者で、軽減税率対象品目の取引がある場合は、消費税の確定申告の計算のため、税率ごとに区分して記載する必要があります。

## ○ 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書や領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

保存が必要なもの		保存期間
帳簿	「販売金額」や「雑収入等」の収入金額や「雇人費」や「小作料・賃借料」等の必要経費を記載した帳簿【法定帳簿】	7年
	農産物受払帳など業務に関して作成した上記以外の帳簿【任意帳簿】	5年
書類	決算に関して作成した棚卸表その他の書類	5年
	業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類	

## ～記帳の仕方が分からない方へ～

- 税務署では、記帳・帳簿等保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「**記帳説明会**」を実施しています。
- 記帳の仕方については、国税庁のホームページに「パンフレット」、「手引き」が掲載されていますのでご利用ください。

詳しくは、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp>) をご覧いただくか、最寄りの税務署（記帳指導担当）にお問合せください。

○ 次のような科目ごとに記帳しておくことで決算の際に役立ちます！

科目			具体例
収入	①	販売金額	米、麦、野菜、茶、花、果実、種苗などの農産物の収穫又は販売、肉畜、牛乳、卵などの販売金額 なお、販売後、まだ実際に代金を受け取っていない場合でも本年中に販売したものについては、全て本年分の販売金額になります。 ※ 収穫した農産物を自分で食べたり贈答した場合には、家事消費として販売金額に含めず。
	②	雑収入等	受取共済金、出荷奨励金、野菜・鶏卵などの価格差補填金、農作業受託料、事業分量分配金、各種補償交付金など
経費	③	雇人費	常雇・臨時雇人などの労賃及び賄費
	④	小作料・賃借料	①農地の賃借料 ②農地以外の土地、建物の賃借料、賃耕料、農機具の賃借料、農業協同組合などの共同施設利用料
	⑦	利子割引料	農業用の土地建物、農機具の購入のための借入金利子や受取手形の割引料など
	⑧	租税公課	①税込経理方式による消費税及び地方消費税の納付税額、農地・農業用施設の固定資産税、自動車税（取得税、重量税を含む。）、不動産取得税などの税金 ②水利費、農業協同組合費などの公課 ※ 所得税、復興特別所得税、相続税、住民税、国民健康保険税、国民年金の保険料、国税の延滞税・加算税、地方税の延滞金・加算金、罰金、科料、過料、交通反則金などは必要経費になりません。
	⑨	種苗費	種もみ、苗類、種いもなどの購入費用（自給分については、収穫した時の価額によって記入します。）
	⑫	農具費	農具、機械、器具の購入費用（※ 使用可能期間が1年未満か、1個又は1組の取得価額が10万円未満のもの） ※ これ以外の場合は、一定の方法により計算した減価償却費が必要経費になります。
	⑬	農薬・衛生費	農薬の購入費用や共同防除費の負担金など
	⑭	修繕費	農機具、農用自動車、建物及び施設などの修理に要した費用
	⑮～⑯	〇 〇 費	よく使う経費項目を設けてください。
	⑰	雑費	農業経営上の費用で他の経費に当てはまらない経費

※ この科目の番号は「練習帳」の番号に合わせて記載しています。

○ 決算（申告）では、年末の棚卸資産の金額や減価償却費の計算等が必要となることにご留意ください。詳しくは、最寄りの税務署にお問合せください。

- ・ 棚卸資産とは？  
米・麦などの農産物や肥料・飼料などの農業用品、未収穫の作物等の資産をいいます。
- ・ 減価償却費とは？  
建物、農機具、車両などの資産について、その資産の使用可能期間に応じて、取得価額を期間配分し各年の必要経費にする方法をいいます。



《ここをCHECK!》

1 収入

- JA以外に出荷した農産物の販売代金は計上されていますか？
- 家事消費した農産物や贈与した農産物は、販売金額に計上されていますか？

2 経費

- 借入金利子や水道光熱費などの中に家事部分が含まれていませんか？
- 自家用車の自動車税や居住用建物の固定資産税が含まれていませんか？

